

市町村子ども・子育て事業への県からの支援等について

県は、広域性と専門性を有する立場から、
保育等の実施主体である市町村を支援

< 支援のために決定する内容及び施策の方向 >

幼児期の学校教育・保育の提供

○ 区域(圏域)の設定

→ 教育・保育サービスに関して需要と供給を広域調整する地域の範囲を設定
(例 西和圏域、東和圏域等)

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から調整を行うため、
各年度における幼児期の学校教育・保育の量(ニーズ)の見込みの決定、
実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及び
その実施時期の決定

→ 区域ごとの需要を的確に把握し、それに応じた供給を計画的に推進

- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する
体制の確保

→ 教育・保育サービスのうち、特に「認定こども園」の推進に係る方策

保育士等の人材確保・質の向上

- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に
従事する者(保育士)の確保及び資質の向上のために講ずる措置

→ 保育士バンク等による保育士等の確保方策及び資質向上策の検討

専門的な知識・技術を要する支援

- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事
項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

→ 児童虐待防止対策、社会的養護、障害児施策 等への対応

ワーク・ライフ・バランス施策

- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境
の整備に関する施策との連携

→ ワーク・ライフ・バランスの推進

(その他) ○ 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表